



社会福祉法人あと会

(指定居宅介護支援)
高陽・くにくさ居宅介護支援事業所
重要事項説明書

あと会 3Yのころ



社会福祉法人 あと会

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業者であわせて実施する事業	2
4. 職員の配置状況	3
5. 事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	8
7. 秘密保持と個人情報の保護	9
8. 事故発生時の対応について	9
9. 要望及び苦情等の相談	9
10. 第三者評価の実施状況	11
11. 虐待の予防	11
12. 非常災害対策	11
13. サービス利用にあたっての禁止事項	11
14. その他	11

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号 3470109954

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号 | 082-856-0222 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山吉宏 |
| (5) 設立年月 | 平成4年10月8日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援 |
| (2) 事業所の目的 | 居宅において要介護状態にある高齢者等に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | 高陽・くにくさ居宅介護支援事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 広島市安佐北区落合南一丁目11番16-101号 |
| (5) 電話番号 | 082-516-6005 |
| (6) 管理者名 | 水田 真樹 |
| (7) 事業所の運営方針 | 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
また、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 |
| (8) 開設年月日 | 令和3年3月1日 |
| (9) 通常の事業実施地域 | 広島市安佐北区、安佐南区、東区とする。 |
| (10) 営業日 | 月曜日から金曜日。ただし、祝祭日、8月13日から8月16日まで及び12月30日から1月3日までを除く。 |
| (11) 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分までとする。 |

3. 事業者であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人 (15人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 3年 7月 1日 令和 3年 7月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—

事業の種類		事業者指定年月日	定員
	訪問リハビリテーション	令和元年 9月 1日	—
	介護予防訪問リハビリテーション	令和元年 9月 1日	
居宅介護支援事業		平成11年 9月 8日	—
居宅介護支援事業		平成24年 4月 1日	
居宅介護支援事業		平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業		令和 3年 3月 1日	

4. 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1	—	事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理に従事
介護支援専門員	1	1	指定居宅介護支援の提供に当たる

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 介護支援専門員	8:30～17:30

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

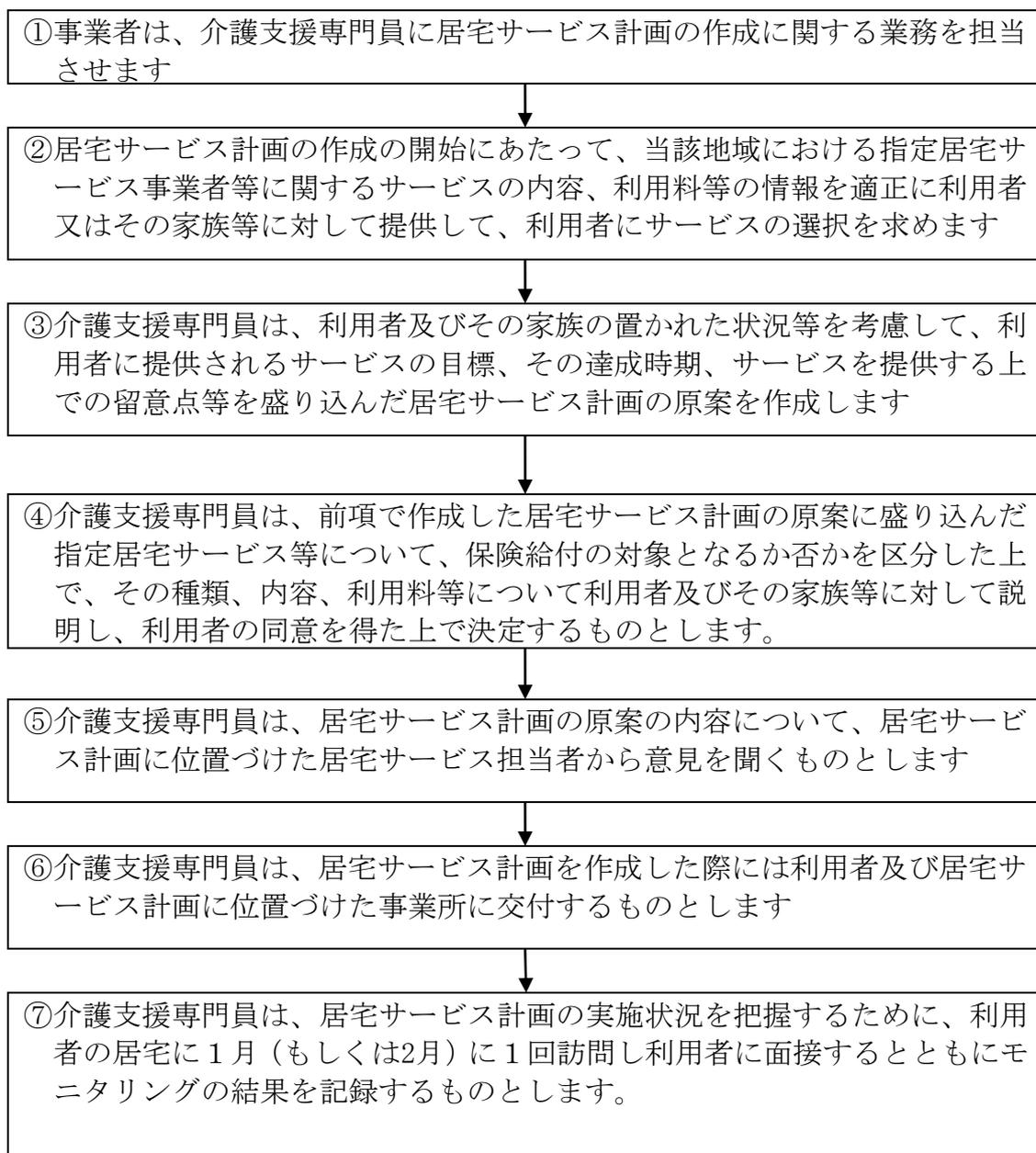
(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

利用者の居宅を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

【居宅サービス計画の作成の流れ】



- ② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与
利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ③ 居宅サービス計画の変更
利用者が居宅サービスの変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方

の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ その他

利用者は担当職員に対し、複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定介護サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

居宅介護支援費	11,620円	要介護度 1・2
	15,097円	要介護度 3・4・5

(加算部分)

初回加算	3,210円	新規に居宅サービス計画を策定した場合、及び要介護状態区分が2段階以上変更となった場合
特定事業所加算 (Ⅰ)	5,553円	常勤の主任介護支援専門員2名以上及び介護支援専門員を3名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合で、利用者総数のうち、所定の要介護区分の割合が一定の割合以上である場合
特定事業所加算 (Ⅱ)	4,504円	常勤の主任介護支援専門員1名以上及び介護支援専門員を3名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合

特定事業所加算 (Ⅲ)	3,456円	常勤の主任介護支援専門員1名以上及び介護支援専門員を2名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合
特定事業所加算 (A)	1,219円	常勤の介護支援専門員1名以上及び非常勤の介護支援専門員を1名以上配置し、人材育成への協力体制を整備している場合
入院時情報連携 加算(Ⅰ)	2,675円	入院当日までに、当該病院又は当該診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
入院時情報連携 加算(Ⅱ)	2,140円	入院後3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 (Ⅰ)イ	4,815円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合
退院・退所加算 (Ⅰ)ロ	6,420円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合
退院・退所加算 (Ⅱ)イ	6,420円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた場合
退院・退所加算 (Ⅱ)ロ	8,025円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた

		場合
退院・退所加算 (Ⅲ)	9,630円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合
通院時情報連携加算	535円	利用者が病院・診療所において医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等へ利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。ただし自動車を使用した場合は、以下の額を徴収します。

区分(片道の距離)	交通費
通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満	500円
通常の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上	1000円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日（休日の場合は翌営業日）となります。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。また、その場合に備えて、担当介護支援専門員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険

者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

7. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

- ①事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

- ①事業者は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

8. 事故発生時の対応について

(1) 事故発生時とその後の対応

- ①利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、利用者や家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

9. 要望及び苦情等の相談

(1) 当事業所における要望・苦情等の受付

当事業所における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：常務理事 横山 輝代子
2. 苦情受付担当者：介護支援専門員 水田 真樹
電話番号：082-516-6005
3. 苦情解決の方法

- ①苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。

- ②受付担当者は介護支援専門員等に状況を確認します。
- ③その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ④その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

（２）行政機関その他苦情受付機関

広島市安佐北区 厚生部福祉課高 齢介護係	所在地 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 電話番号 082-819-0621 FAX 082-819-0602 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団 体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉 協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

10. 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

・ 11. 虐待の予防

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 水田 真樹

(2) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会定期的に開催するとともにその結果について介護支援専門員等に周知徹底します。

(3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

(4) 介護支援専門員に対して、虐待防止のための研修を定期的に行います。

(5) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村へ通報します。

・ 1 2. 非常災害対策

感染症や自然災害の発生時において、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

・ 1 3. サービス利用にあたっての禁止事項

利用者、代理人、関係者等において次に掲げるいずれかの事由が発生した場合はやむを得ず居宅介護支援を終了する場合があります。

- (1) 介護支援専門員に対して暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷等の迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の行為。
- (3) 居宅介護支援中に無断で介護支援専門員の写真や動画、録音等を行うこと。
- (4) 正当な理由なく通信手段等を継続して遮断し業務上必要な連絡を絶つこと。

1 4. その他

以下の場合には当事業所まで連絡ください。

- (1) 事前に当事業所を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合
- (2) 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合
- (3) 要介護認定の申請を行った場合（新規申請、更新申請、区分変更申請等）
- (4) 各種の減免に関する決定等に変更が生じた場合
- (5) 生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合
- (6) 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なる場合

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

(事業者) 広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1
社会福祉法人あと会

説明者名

附則

- この重要事項説明書は、令和 3年 3月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は、令和 4年 2月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は、令和 6年 5月 1日から施行する。
- この重要事項説明書は、令和 7年 4月 1日から施行する。